

## JCB 加盟店規約 Times PAY 利用特約

本特約は、JCB 加盟店規約 3 5 条に基づいて、Times PAY 加盟店（「Times PAY 加盟店規約（クレジット決済）」に定める「加盟店」をいいます。以下同じです。）がパーク 2 4 株式会社（以下「パーク 2 4」といいます。）の提供する決済システムである Times PAY を利用して JCB ブランドカード等（JCB 加盟店規約に定めるカード（同規約に定める提携ブランドカードを含みます。）をいいます。以下同じです。）による信用販売を行うことについて、JCB 加盟店規約（以下「JCB 規約」といいます。）の定めと異なる事項および不足とする事項に関して定める加盟店、JCB およびパーク 2 4 との間の特約です。なお、本特約に定めのない事項は JCB 規約、または、「Times PAY 加盟店規約（クレジット決済）」に拠るものとし、尚、本特約に別段の定めがない限り、JCB 規約が「Times PAY 加盟店規約（クレジット決済）」に優先するものとし、

### 第 1 条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。なお、本特約に別段の定めがない場合、本特約におけるそれぞれの用語の意味は、JCB 規約における用語の意味を有し、JCB 規約に定めがない場合には Times PAY 「クレジットカード決済」加盟店規約における用語の意味を有するものとし、

- (1). 「新規 Times PAY 加盟希望者」とは、新たに Times PAY 加盟店になろうとする個人、法人および団体をいいます。
- (2). 「スマートフォン」とは、アプリケーションやソフトウェアが継続的に更新可能な無線通信機能を有している、汎用 OS コンピューティング・デバイス(具体的にはスマートフォン(iOS、Android、Windows Mobile 等)、タブレット(PAD 等))をいいます。
- (3). 「スマートフォン決済」とは、スマートフォン決済端末を信用販売の決済端末として使用する決済の仕組みをいいます。
- (4). 「スマートフォン決済アプリケーション」とは、スマートフォン決済を利用するために、スマートフォンにおいて動作するアプリケーションをいいます。
- (5). 「スマートフォン決済センター」とは、スマートフォン決済において、スマートフォン決済端末を使用する会員とカード会社の間に介在し、売上承認業務および売上処理業務等の決済処理を行うセンターをいいます。
- (6). 「スマートフォン決済提供事業者」とは、スマートフォン決済を実現するために、スマートフォン決済センター、スマートフォン決済アプリケーションおよびカードリーダーを提供する事業者をいいます。
- (7). 「スマートフォン決済端末」とは、端末機の内、スマートフォン決済アプリケーション

ンを搭載し、カードリーダーと接続したスマートフォン等をいいます。

- (8). 「カードリーダー」とは、スマートフォン決済を利用するためにスマートフォンに接続するカード読み取り機をいいます。
- (9). 「本決済システム」とは、「スマートフォン決済端末」を用いた決済サービス（Times PAY と呼称します。）で JCB が承認したものをいいます。
- (10). 「スマートフォンの属性情報」とは、スマートフォンおよびアプリケーションに係る固体番号、カードリーダー固体識別番号、Times PAY 加盟店名称、代表者名、連絡先、店舗名、業務範囲、店舗住所および業種をいいます。
- (11). 「GPS」とは、Global Positioning system の略であり、衛星測位システム(地球上の現在位置を測定するためのシステム)、ならびに携帯電話ネットワークのデータ通信機能を補助的に用いた A-GPS (Assisted Global Positioning system) をいいます。
- (12). 「売上票」とは、Times PAY 加盟店がスマートフォン決済を利用した信用販売を行った場合に JCB 所定の様式により作成される、売上日付、金額、Times PAY 加盟店名その他 JCB 所定の信用販売の内容が記載された書面をいいます。
- (13). 「売上票(加盟店控え)」とは、Times PAY 加盟店がスマートフォン決済を利用した信用販売を行った場合にパーク 2 4 または Times PAY 加盟店が一時保管するために JCB 所定の様式により作成される、「売上票等」に準ずる内容が記載された書面またはデータをいいます。
- (14). 「確認書」とは、JCB が取引の条件、範囲等について規定するものであり、パーク 2 4 および Times PAY 加盟店が同意の上、JCB に提出される書面およびデータをいいます。
- (15). 「PCIDSS」とは、国際カードブランド会社が共同で策定したカード情報および取引情報の保護に関するセキュリティ基準として本契約において JCB が定めたものをいいます。
- (16). 「加盟店契約」とは、JCB 規約およびこれらに基づく特約に基づき、パーク 2 4 が Times PAY 加盟店を代理して申込、JCB の承諾により成立するものをいいます。

## 第 2 条(包括代理権)

Times PAY 加盟店は、パーク 2 4 に対し、以下の事項について包括的な代理権を付与するものとします。

- (1). JCB との加盟店契約の締結およびこれに付随する合意をすること
- (2). 前号に付随する合意をすること
- (3). 加盟店契約に関連する JCB との間の一切の取引

## 第 3 条(加盟店の責任)

1. Times PAY 加盟店は、本特約の各条項および JCB 規約およびこれらに基づく特約、

覚書等(以下本特約、JCB 規約と総称して「本契約等」という)を承認し、これらを遵守するものとします。なお、本特約と JCB 規約、Times PAY 加盟店規約とで異なる規定がある場合には、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

2. Times PAY 加盟店が加盟店契約または加盟店契約に基づく取引に関連して JCB またはカード会社に損害を与えた場合には、Times PAY 加盟店はパーク 2 4 と連帯して、JCB およびカード会社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
3. Times PAY 加盟店は、自らの業態が特定商取引に関する法律における訪問販売（展示会販売を含み、以下「訪問販売」といいます。）による場合を除き、すべてのカード取扱店舗(移動販売（移動店舗における信用販売をいいます。以下同じです。）および臨時販売（臨時店舗における信用販売をいいます。以下同じです。）におけるカード取扱場所を含みます。以下同じです。)内外の会員の見やすいところに JCB 所定の加盟店標識を掲示するものとします。
4. Times PAY 加盟店は、売上集計表、売上票、スマートフォン決済アプリケーション、スマートフォン決済端末、カードリーダー、加盟店標識、サービスマーク等(デジタルデータ化されたものを含みます。)、スマートフォン決済で使用するパーク 2 4 が付与する加盟店 ID およびパスワード(以下「加盟店 ID 等」という)を本契約等に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

#### 第 4 条（調査協力等）

Times PAY 加盟店は、JCB またはパーク 2 4 が以下の事項、その他 JCB またはパーク 2 4 が定める事項について調査を求めた場合、これに速やかに協力する（販売・勧誘マニュアル・パンフレット、広告、契約書面等の提出を含むがこれらに限られないものとします。）ものとします。

- (1). Times PAY 加盟店が行う商品等の販売もしくは役務の提供の方法またはその勧誘方法または販売場所情報（GPS 含む）。
- (2). Times PAY 加盟店と会員の間で発生したトラブル（JCB またはパーク 2 4 が会員や消費者センターなどから受けた Times PAY 加盟店に対する苦情相談を含みます。）の内容および理由。
- (3). Times PAY 加盟店による商品、役務の効能、効果に係る説明や広告表示についての合理的根拠の有無。
- (4). Times PAY 加盟店による特定商取引に関する法律および割賦販売法において規制される業務の取扱の有無。
- (5). Times PAY 加盟店による特定商取引に関する法律および割賦販売法その他の法令の抵触の有無。
- (6). 加盟申込時における Times PAY 加盟店代表者の本人確認記録(確認書類、確認日時を

含みます。)

- (7). Times PAY 加盟店のパーク 2 4 に対する包括代理権の付与と JCB 規約に同意した証拠。
- (8). Times PAY 加盟店による過去の取引履歴ならびに取引に関する会員の署名データ。
- (9). Times PAY 加盟店で過去に発生した苦情発生情報。
- (10). その他 Times PAY 加盟店が JCB またはパーク 2 4 に提供した資料。

#### 第 5 条 (業務委託)

1. Times PAY 加盟店は、パーク 2 4 に対し、加盟店契約に基づき本来加盟店が遂行すべき以下の各号の業務の全部または一部 (以下「委託業務」といいます。) を委託し、パーク 2 4 はこれを受託するものであり、パーク 2 4 は、第 2 条第 1 項に基づき、委託業務について Times PAY 加盟店を包括的に代理する権限を有するものとします。
  - (1). 第 6 条の加盟店の申請に関する業務
  - (2). 第 7 条の届出事項の変更に関する業務
  - (3). 第 11 条の事前承認の取得に関する業務
  - (4). 第 12 条の立替払に関する業務
  - (5). 第 13 条の手数料の支払および第 1 3 条の立替払金の受領に関する業務
  - (6). 第 1 4 条、第 1 5 条の立替払金の返還等に関する業務
  - (7). 第 22 条のスマートフォン決済の情報セキュリティ保持に関する業務
  - (8). 加盟店契約に関する JCB から Times PAY 加盟店への通知、送付書類等の受領
  - (9). 上記業務に付随する一切の業務
2. パーク 2 4 またはその業務代行者が本契約等に違反しその他委託業務に関連して JCB またはカード会社に損害を与えた場合には、当該委託業務を委託した Times PAY 加盟店はパーク 2 4 およびその業務代行者と連帯して、JCB またはカード会社の被った損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 第 1 項により、Times PAY 加盟店が委託業務を委託した場合においても、Times PAY 加盟店は本契約等に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。

#### 第 6 条(Times PAY 加盟店の申請、承諾)

1. 新規 Times PAY 加盟希望者は、パーク 2 4 を通じて以下の書面またはデータを JCB に提出して新規加盟を申請するものとします。
  - (1). JCB 所定様式による加盟店申込情報(業種、商材、パーク 2 4 が付与する加盟店 ID 等その他別紙「申込情報記載事項」記載の事項を記載したものとします。なお、本条第 4 項に定める訪問販売、移動店舗における信用販売(以下「移動販売」という)、フリーマーケット等の臨時店舗における信用販売(以下「臨時販売」という)を行おうとする場合、その旨および JCB 所定の事項を記載するものとしま

す)、ならびにパーク 2 4 が JCB 所定の加盟店規約を新規加盟希望者に交付し、新規加盟希望者がこれを承諾したことの証拠(JCB が承諾したものに限る)および新規加盟希望者が第 4 条に定める確認書を承諾したことの証拠(JCB が承諾したものに限る)

(2). その他加盟店審査のため JCB が請求する資料

2. 本条第 1 項の申請につき、JCB が新規 Times PAY 決済サービス加盟希望者を Times PAY 加盟店として適当と認めた場合には、JCB は新規加盟承諾の通知を JCB 所定の方法でパーク 2 4 に対して行うこととし、これをもって当該新規 Times PAY 決済サービス加盟希望者と JCB との間に、本契約等に定める内容の加盟店契約が成立するものとします。なお、加盟店契約が成立した Times PAY 加盟店に対する連絡等は、パーク 2 4 がその責任において実施することとします。パーク 2 4 および新規 Times PAY 加盟希望者は、加盟店契約が成立するまで、当該新規 Times PAY 加盟希望者におけるスマートフォン決済を利用した信用販売システムの取扱を行うことができないものとします。
3. 本条第 1 項の申請につき、JCB が新規 Times PAY 加盟希望者を Times PAY 加盟店として不適当と認めた場合には、JCB は当該新規 Times PAY 加盟希望者の新規加盟を拒否することができるものとします。この場合、JCB は、パーク 2 4 および当該新規 Times PAY 加盟希望者に対し、拒否の理由を開示しないものとし、これについてパーク 2 4 および新規 Times PAY 加盟希望者はあらかじめ承諾するものとします。また、JCB が拒否した新規 Times PAY 加盟希望者に対する連絡等は、パーク 2 4 がその責任において実施することとします。
4. パーク 2 4 は、新規 Times PAY 加盟希望者が特定商取引に関する法律に定める訪問販売(展示会販売を含む。以下「訪問販売」という)によるスマートフォン決済を利用した信用販売を行おうとする場合には、本条第 1 項の書面とともに、特定商取引に関する法律および適用あるガイドラインその他関係諸法令を遵守していることを確認できる新規 Times PAY 決済サービス加盟希望者の業務マニュアルおよび同法に基づき会員に交付すべき書面その他 JCB 所定の情報および書面を JCB に提出するものとします。なお、かかる場合、本条第 2 項は適用されないものとします。

第 7 条 (届出事項の変更)

1. Times PAY 加盟店はパーク 2 4 を通じて JCB に提出した加盟店申込情報 (加盟店 I D 等を含みます。) に変更が生じた場合、パーク 2 4 の包括代理権が消滅した場合、直ちに JCB 所定の方法により、パーク 2 4 を通じて、JCB へ届け出るものとします。

2. Times PAY 加盟店がカード会社の加盟店でもある場合には、Times PAY 加盟店は、第 1 項に基づく届出事項について、以下の事項を承諾するものとします。
  - (1). Times PAY 加盟店がカード会社に届け出た情報に基づいて、加盟店申込情報記載の Times PAY 加盟店の情報が変更されることがあること
  - (2). Times PAY 加盟店が第 1 項に基づいて届け出た情報または(1)記載の情報に基づいて、カード会社の Times PAY 加盟店に関する情報が変更されることがあること
3. Times PAY 加盟店は、パーク 2 4 が、JCB 所定の方法によって、新規加盟の際にパーク 2 4 を通じて JCB に提出した加盟店申込情報（加盟店 ID 等を含みます。）その他 JCB 所定の情報を JCB に届け出ることを承諾するものとします。

#### 第 8 条（信用販売）

1. パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本契約等に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、JCB に提出した加盟店申込情報に記載したカード取扱店舗において会員に対しスマートフォン決済を利用した信用販売を行うものとします。ただし、訪問販売による場合にはカード取扱店舗においてスマートフォン決済を利用した信用販売を行う必要はないものとします。なお、パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、JCB が承諾した場合を除き、カード取扱店舗外において、スマートフォン決済端末カードリーダーを使用してはならないものとします。パーク 2 4 は、JCB が請求したとき、加盟店がスマートフォン決済端末を使用した場所を JCB に報告するものとする。
2. Times PAY 加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング 1 回払い（支払期日までの期間は 2 ヶ月を超えないこととします。以下同じです。）とし、Times PAY 加盟店は、ショッピング 1 回払い以外の支払方法の取扱いをしてはならないものとします。

#### 第 9 条（信用販売の方法）

Times PAY 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、JCB 規約に定める手続きに加えて、GPS 等の端末位置情報が有効であることを確認することを履行する方法によって、スマートフォン決済を利用した信用販売を行うものとします。なお、会員がエンボスレスカードを提示した場合その他 JCB の指定する場合、Times PAY 加盟店は、次項に基づきスマートフォン決済端末を使用する方法によってしか信用販売を行うことはできないものとします。ただし、故障や通信障害等によりスマートフォン決済端末が使用できない場合は、この限りではないものとします。

#### 第 10 条（加盟店の義務、禁止行為等）

1. Times PAY 加盟店は、個人情報の保護に関する法律、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令、監督官庁および日本クレジットカード協会の定めるガイドラインを遵守して、スマートフォン決済を利用した信用販売を行うものとし、JCB またはパーク 2 4 より調査の依頼がある場合にはかかる調査に誠実に協力するものとし、ます。
2. Times PAY 加盟店は、JCB 規約に定めるほか、古物買取取引にかかる信用販売を行わないものとします。
3. パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、訪問販売によるスマートフォン決済を利用した信用販売を行う場合には、会員に対し、勧誘を受ける意思があることを確認し、信用販売を受けない旨の意思を表示した会員に対し、勧誘してはならないものとし、ます。
4. パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、訪問販売によるスマートフォン決済を利用した信用販売を行う場合には、会員に対し、特定商取引に関する法律第 4 条および第 5 条等に基づく書面を交付しなければならないものとします。
5. パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、訪問販売によるスマートフォン決済を利用した信用販売を行う場合には、特定商取引に関する法律第 9 条から第 9 条の 3 までに基づくキャンセルを認めなければならないものとします。
6. Times PAY 加盟店は、Times PAY 加盟店が本決済システムにおける信用販売を行うに際して、パーク 2 4 が本契約等に違反する信用販売が行われないう、取引単位のモニタリングを常時実施すること、本契約等に違反する信用販売である恐れがあるとパーク 2 4 が判断した場合は、信用販売を直ちに停止し、JCB に報告のうえ、取引実態の調査を行うことを承諾するものとします。
7. Times PAY 加盟店は、パーク 2 4 が前項で行ったモニタリング結果、信用販売の停止および取引実態の調査を JCB に報告することを承諾するものとします。
8. パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は信用取引において受領した代金に関し、犯罪による収益である疑いがあるなどの事実が判明した場合その他犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき届出等が必要となった場合には、速やかに同法に従って当局に届け出るなどの適切な措置をとるとともに、パーク 2 4 および JCB に届け出るものとする。

#### 第 11 条（事前承認の義務、信用販売限度額）

1. Times PAY 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、その全件について、信用販売を行う前にオーソリゼーション申請を行い、JCB およびパーク 2 4 所定の方法により当該信用販売に係る JCB およびパーク 2 4 の承認を得るもの

とします。Times PAY 加盟店は、当該信用販売を JCB およびパーク 2 4 が承認しなかった場合、当該信用販売を行ってはならないものとします。万が一、JCB およびパーク 2 4 の承認を得ないで信用販売を行った場合には、Times PAY 加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。

2. Times PAY 加盟店は、本条第 1 項およびパーク 2 4 が定めるスマートフォン決済端末の使用規約（「Times PAY 加盟店規約」のほか、カードリーダーの取扱説明書を含みます。以下併せて「Times PAY 加盟店規約等」といいます。）に従い、すべての信用販売にスマートフォン決済端末を使用するものとします。また、ネットワークの障害、スマートフォン決済アプリケーションの故障、スマートフォン決済端末の故障、障害等またはカードの磁気ストライプの読み取り不能等で信用販売につき本決済システムが使用できない場合には、本決済システムを使用するすべての信用販売ができないことをあらかじめ了承するものとします。
3. JCB 規約の定めにかかわらず、Times PAY 加盟店は、本決済システムに係る取引の全てにおいて、第 1 項の承認を得るものとします。

#### 第 12 条（立替払）

1. JCB は、Times PAY 加盟店が会員に対するスマートフォン決済を利用した信用販売により取得した売上債権につき、立替払契約が成立したものについて、本契約等に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。
2. Times PAY 加盟店と JCB との間の立替払契約は、JCB 規約第 10 条第 4 項本文に基づき売上票が JCB に到着した売上債権について（ただし、Times PAY 加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行った場合は、JCB 規約第 10 条第 5 項に基づいて売上データが JCB に到着した売上債権について）、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する JCB の求償権が発生するものとします。なお、Times PAY 加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行った場合は、JCB 規約第 10 条第 4 項ただし書に基づいて売上票を送付しただけでは、立替払契約は成立しません。
3. Times PAY 加盟店は、前項に基づき、JCB に対して有する立替払金債権買取代金請求権について、JCB からの支払をパーク 2 4 が代わって受領すること（Times PAY 加盟店は、パーク 2 4 にかかる代理受領権を付与するものとします。）を承諾するものとします。

#### 第 13 条（手数料および支払い）

1. JCB 加盟店規約第 1 5 条に定める手数料は、Times PAY 加盟店規約に基づき Times PAY 加盟店がパーク 2 4 に対して支払う加盟店手数料に含まれるものとし、パーク 2 4 は Times PAY 加盟店を代理してこれを JCB に支払うものとします。



2. Times PAY 加盟店は、第 12 条第 3 項に基づき、JCB が Times PAY 加盟店に対して支払う立替払金の代理受領権限を包括代理加盟店に付与するものとし、JCB が、パーク 2 4 の指定する金融機関口座にパーク 2 4 が包括代理権を有する他の Times PAY 加盟店（以下「他加盟店」という）に対する立替払金と一括して振り込むことを承諾するものとします。
3. JCB が前項に基づきパーク 2 4 に立替払金を支払った場合、これをもって JCB が Times PAY 加盟店に当該立替払金を支払ったものとみなすものとします。Times PAY 加盟店は、パーク 2 4 が前項記載の代理受領権限を有する限り、JCB に対して、立替払金の請求等を一切行わないものとします。
4. Times PAY 加盟店規約に係る契約（以下「前提条件」といいます。）が消滅、終了または解消し、第 2 条に定めるパーク 2 4 の包括代理権が消滅した場合等で、パーク 2 4 が本条の代理受領権限を喪失した場合、Times PAY 加盟店は、直ちに JCB に対しその旨を通知するものとします。
5. Times PAY 加盟店は前項の通知がパーク 2 4 への立替払金支払日の 30 日前までに JCB に到着せず、JCB がパーク 2 4 に立替払金を支払った場合には、当該支払は JCB の Times PAY 加盟店に対する当該立替払金の弁済とみなすものとします。

#### 第 14 条（立替払契約の取消または解除等）

1. JCB は、JCB と Times PAY 加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、JCB 規約に定める以外に以下の事由が生じた場合も、承認番号取得の有無にかかわらず、Times PAY 加盟店からの立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。
  - (1) JCB が承諾した場合を除き、カード取扱店舗外において、スマートフォン決済を利用した信用販売を行ったとき
  - (2) Times PAY 加盟店として届け出た業種または届け出た商材以外を信用販売の対象として取扱い、または信用販売を行ったとき。
  - (3) Times PAY 加盟店として届け出た加盟店 ID 等以外による信用販売を行ったとき。
  - (4) 会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が乙 JCB またはカード会社にあったとき
  - (5) 会員より商品等が未提供である旨の申し出が JCB またはカード会社にあり、当該商品等が提供される見込みがないと JCB が判断したとき
2. 前項に該当した場合、JCB はパーク 2 4 に対し、JCB 所定の方法により通知するものとする。また、かつ Times PAY 加盟店が取消しまたは解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合（パーク 2 4 が代理して受領している場合を含みます。）には、パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、連帯して、直ちにこれを JCB

に返還するものとします。また、この場合、JCB は当該立替払金を次回以降にパーク 2 4 または当該 Times PAY 決済サービス加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。この差し引き精算ならびに JCB 加盟店規約第 15 条第 7 項、JCB 加盟店規約第 16 条第 3 項および JCB 加盟店規約第 18 条第 2 項(2)その他本契約等に基づき JCB が行う差し引き精算は、対象となる次回以降の立替払契約に当該 Times PAY 加盟店による売上債権が含まれているか否かおよびその金額のいかんにかかわらず、JCB のパーク 2 4 に対する Times PAY 加盟店に対して支払う立替払金全額を対象として行うことができるものとします。

3. 前項により Times PAY 加盟店の間で立替払金の調整が必要となる場合においては、パーク 2 4 が一切の責任をもってこれを行うものとし、JCB はパーク 2 4 および Times PAY 加盟店に対して何らの責任を負わないものとする。

#### 第 15 条 (情報の収集および利用等)

JCB 規約第 22 条第 1 項(1)②に「加盟店 ID 等」を追加するものとします。

#### 第 16 条 (カードに関する情報等の機密保持)

1. JCB 規約の定めにかかわらず、パーク 2 4 または Times PAY 加盟店の責に帰すべき事由により、JCB、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、漏洩等または目的外利用を行ったパーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、連帯して、JCB、カード会社、および他の加盟店に対しその損害の賠償をするものとします。
2. 本条の規定は、本特約終了後においても効力を有するものとする。

#### 第 17 条 (信用販売の停止)

パーク 2 4 または Times PAY 加盟店が以下の事項に該当する場合、JCB は本契約に基づくスマートフォン決済を利用した信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、パーク 2 4 および Times PAY 加盟店は、JCB が再開を認めるまでの間、スマートフォン決済を利用した信用販売を行うことができないものとします。

- (1). JCB が前条第 1 項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2). JCB が、パーク 2 4 または Times PAY 加盟店が第 20 条(契約解除)第 1 項各号の条件のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3). JCB が、パーク 2 4 が JCB との間で別途合意するスマートフォン決済に関する情報セキュリティ義務に違反した疑いがあると認めた場合
- (4). JCB がスマートフォン決済アプリケーション、スマートフォン決済端末、カードリーダー等の不正利用があったと認めた場合

(5). その他、JCBが必要と認めた場合

第18条（有効期間）

加盟店契約の有効期限は各加盟店契約成立の日から本特約の終了日までとします。ただし、以下の事項が生じた場合、加盟店契約は当然に終了するものとします。

- (1). パーク24とJCBとの間の加盟店契約に係る包括代理加盟店契約（以下「本包括代理加盟店契約」といいます。）が終了したとき。
- (2). 前提条件が消滅、終了もしくは解消し、または第2条第1項に定めるパーク24の包括代理権が消滅した場合。

第19条（解約）

1. JCBは、Times PAY加盟店が直前1年の間にスマートフォン決済を利用した信用販売の取扱いを行っていない場合については、予告することなく当該Times PAY加盟店との加盟店契約を解約できるものとします。ただし、臨時販売の場合には、JCBに届け出た臨時販売の期間が経過した場合には、JCBは、予告する事なく当該Times PAY加盟店との加盟店契約を解約できるものとします。
2. Times PAY加盟店規約に基づき、パーク24が同規約を内容とするTimes PAY加盟店との契約を解約した場合、当該Times PAY加盟店との関係では、本特約、加盟店契約その他加盟店契約に付随する合意も全て終了するものとします。

第20条（契約解除）

1. JCBは、JCB加盟店規約第32条各号に該当する場合のほか、Times PAY加盟店が以下の事項に該当する場合、当該Times PAY加盟店に対し催告することなく直ちに当該Times PAY加盟店との間の加盟店契約を解除することができるものとし、かつ、その場合JCBまたはカード会社に生じた損害をパーク24およびTimes PAY加盟店が連帯して賠償するものとします。
  - (1) JCBが承諾した場合を除き、カード取扱店舗外において、スマートフォン決済を利用した信用販売を行ったとき
  - (2) 第6条第1項(1)号ならびに第7条第1項および第3項に基づき届け出た商材以外を取扱う信用販売を行ったとき
  - (3) 届け出た加盟店ID等以外による信用販売を行ったとき。
2. Times PAY加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあるとJCBが認めた場合、JCBは前項に基づき加盟店契約を解除するか否かにかかわらず、JCBは、債権買取代金立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、JCBは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

3. 以下の事項に該当する場合、JCBはパーク24またはTimes PAY加盟店に催告することなく直ちに本包括代理加盟店契約および加盟店契約を一括または個別に解除することができるものとします。
  - (1) パーク24が本包括代理加盟店契約に違反したとき。
  - (2) パーク24が本条第1項各号のいずれかに該当したとき。
  - (3) 前二号のほか、パーク24が包括代理人として不適当とJCBが判断したとき。
  - (4) 多数のTimes PAY加盟店が本条第1項の事由に該当したとき。
  - (5) パーク24に対する会員の苦情その他の事情によりJCBが本包括代理加盟店契約の継続を困難と認めた場合。
  - (6) パーク24のスマートフォン決済に情報セキュリティ上の瑕疵または欠陥等があり、信用販売に支障があるとJCBが判断したとき。
4. 本条による解除は、JCBによるTimes PAY加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
5. JCBは、第3項各号記載の事由が生じた場合、Times PAY加盟店とJCB間の立替払契約を一括して締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。
6. JCBは本条記載の事由により本契約を解除できる場合、JCBが支払う立替払金(契約終了日までに行われた信用販売に関する立替払金を含む)について、パーク24の代理受領権限を喪失させることができるものとする。

#### 第21条 (契約終了後の処理)

1. JCB、パーク24およびTimes PAY加盟店は、本包括代理加盟店契約または加盟店契約が終了した場合であっても、契約終了までにTimes PAY加盟店が本決済システムを利用して行った信用販売については、本契約等に従って取り扱うこととします。ただし、JCBとパーク24が別途合意した場合および前条第6項に基づいてJCBが支払う債権買取代金立替払金についてパーク24の代理受領権限を喪失させた場合はこの限りではないものとします。
2. また、JCBは、前条により本包括代理加盟店契約または加盟店契約を解除した場合、Times PAY加盟店と既に立替払契約が成立している売上債権について、立替払契約を解除するか、Times PAY加盟店に対する立替払金の支払いを保留することができるものとします。なお、かかる場合、JCBは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第22条 (スマートフォン決済に関する情報セキュリティ保持義務)

1. Times PAY加盟店は、パーク24がJCBとの間で別途合意するスマートフォン決済に関する情報セキュリティ義務を履行するものとします。
2. Times PAY加盟店は、パーク24をして、会員番号、有効期限等のカードに関する情

報およびカードの利用に関する情報（以下総称して「カード情報」といいます。）ならびに本決済システムを、第三者に閲覧・改竄・破壊されないために、暗号化する等のあらかじめ JCB の承認を得た安全措置を講じたうえで、加盟店契約を履行するものとしします。

3. 前二項の措置を講じた場合であっても、暗号が解読されるなどの危害が発生し、カード情報の漏えいなどにより会員その他の第三者との紛議が生じた場合には、Times PAY 加盟店がその責任と負担において当該紛議を誠実に解決するものとしします。
4. JCB は、パーク 2 4 と協議の上合意した範囲内において、JCB 所定の方法にて本決済システムの情報セキュリティを調査することができるものし、この場合、Times PAY 加盟店はその調査に誠実に協力するものとしします。
5. 本決済システムに起因して、パーク 2 4 または Times PAY 加盟店の責めに帰すべき事由により、JCB またはカード会社に損害が生じたときには、Times PAY 加盟店がパーク 2 4 と連帯して、かかる損害および解決に要した費用を支払うものとしします。

#### 第 23 条(甲のスマートフォン決済システムに関する責務)

1. Times PAY 加盟店は、パーク 2 4 が JCB に対し、スマートフォン決済システムの不具合等、苦情、問い合わせにつき、書面をもって報告することを承諾するものとしします。
2. パーク 2 4 は、スマートフォン決済アプリケーション、スマートフォン決済端末もしくはカードリーダー等の不正利用、または本契約等に違反するなどの情報漏洩等の事故が発生した場合、JCB の請求またはパーク 2 4 の判断で、直ちに当該スマートフォン決済を停止することができるものとしします。
3. Times PAY 加盟店は、スマートフォン等の属性情報の管理を行う責を負い、JCB に届け出ているスマートフォン等の属性情報に変更等が生じた場合、速やかにその旨および変更内容を JCB へ連絡するものとしします。
4. Times PAY 加盟店は、スマートフォン決済アプリケーション、スマートフォン決済端末、カードリーダーを第三者に貸し出してはならず（ただし、スマートフォンのみを貸し出す場合を除きます。）、これに違反したことが判明した場合、Times PAY 加盟店は、直ちにパーク 2 4 に報告したうえで、パーク 2 4 の指示に従うものとしします。

#### 第 24 条（本特約の変更）

1. パーク 2 4 は、Times PAY 加盟店の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本特約を変更することがあります。
2. 本特約の変更は、変更内容をパーク 2 4 または JCB のホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で Times PAY 加盟店に告知することにより行うものとしします。

3. 前項に基づく本特約の変更の効力は、各ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。

2020年4月1日改定

2020年8月1日改定

2021年6月29日改定